

「緊急事態に関する国会審議を求める意見書」に対する反対討論

2021年12月21日

日本共産党 県議会議員 山本伸裕

日本共産党の山本伸裕です。

議員提出議案2号、「緊急事態に関する国会審議を求める意見書」に対する反対討論をおこないます。意見書案は、緊急事態に対応できる国づくりに向け、関連法規の見直し等による平時からの緊急時のルールの切り替え等について、国会における建設的かつ広範な議論をおこなうとともに、広く国民的な議論を喚起する取り組みを進めるよう強く要望するという内容であります。

意見書案は、国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることであると強調しています。緊急時に限らず、平時においても、国民の命と生活を守ることが国家の最大の責務であります。逆にもしも平時において国民の命と生活を守ることがないがしろにするような政治がまかり通っているとすれば、それが緊急時になったとたん、国民の命と生活を守る政治に切り替わるとは思えません。要するに普段から国民の命と生活を守る政治の実現こそ常に追求しなければならない大命題であります。

例えば、意見書案の中に書かれていますが、コロナ感染症の影響に関する問題では、中小企業の経営に深刻な影響が生じるなど、日本経済に大きな打撃を与えていると。また医療従事者や病床の不足により、医療崩壊の危機に直面する事態が生じていると。さらに災害関係では、高い確率で巨大地震の発生が予測されているが、近年の大規模災害で災害廃棄物の撤去、支援物資の輸送の遅れ、被災自治体の行政機能の停止等が問題となったこと、避難所運営やボランティア確保など複合的な困難に直面した、などということが書かれています。

中小の経営に深刻な影響が生じているとおっしゃるのであれば、だったら具体的に中小経営者が切実に求めている持続化給付金や家賃支援給付金の第二弾の支給を求めて、国に声を上げていこうではありませんか。医療崩壊の危機に直面しているとおっしゃるのであれば、だったら地域医療構想の名のもとに20万床もの病床削減を進めるという政策や公的医療機関の再編統廃合計画を中止するよう、国に声を上げていこうではありませんか。目の前に具体的に明らかになっている改善すべき課題から目をそらさず、しっかりと問題解決のために取り組んでいくことが大事であって、ただ漠然と緊急事態に備えた法体系の整備だなどということと言われても、私は率直に申し上げて違和感を抱くことしかできないのであります。

意見書では、今後、より重大な緊急事態が発生した場合には、従来の法体系では対応できなくなる恐れがあるといえます。いったいどのような事態を想定しているのでしょうか。法律にどんな不備があり、どう見直しを進めようとするのか、明らかにされていません。現行の災害対策基本法においては、例えば都道府県知事の強制権として、救助のための従事命令、施設管理や物資の保管・収容命令など罰則付きで命令することができます。市長村長の命令権もたくさんあります。設備物件の除去命令、他人の土地・建物・その他の工作物の一時的な使用・収用、現場の工作物または物件を除去させることができます。大規模災害が発生した際の緊急車両の通行等、必要な車両の運行をどう規定するかについては平成26年に出された通達文書、「大規模災害に伴う交通規制の実施要領並びに緊急通行車両等及び交通規制除外車両の事務処理に関する要領の制定について」において細かく緻密に示されています。災害時には緊急事態条項がないと迅速に緊急車両が通れないことになりはしないか、という議論がございすけれども、法律で何か新しいことを付け加えたら救助のスピードが上がるというものではございません。むしろ現行の法体系に問題があるのではなく、住民保護の前線に立つ自治体が、いかに法律を

熟知し、災害発生の際を想定して被害を抑え行政機能を維持させることを目的とする訓練を日ごろから積み重ねておくか、こうしたことこそが重要ではないでしょうか。

感染症対策におきましても、感染症法や検疫法、新型インフルエンザ対策特別措置法などがございます。新型コロナウイルスの防御にとっては水際対策が何よりも重要であります。入国管理法5条で入国拒否の措置はいつでもとることができます。また検疫法には質問権や診察・検査権があり、患者隔離も強制できます。感染症法では都道府県知事は検体の採取、健康診断や入院の強制ができます。感染拡大を未然に防止するうえで世界各国の中でも日本が際立って立ち遅れているPCR検査を抜本的に拡充することが極めて需要であります。無自覚、無症状者も含めた陽性患者を宿泊療養施設などに保護することは現行法の下で実施可能であり、やるべきであります。危機的状況の拡大を食い止めるための対応を怠っておいて、感染を拡大させてしまった後に法体系の強化、権力集中をはかっていったい何をしようというのでしょうか。コロナ対策の遅れや混迷を法律のせいにするのはまったくの筋違いであるとか、私には思えません。

意見書案では、緊急事態に対応できる国づくりということが強調されています。関連法の見直しによる平時から緊急時のルールの切り替え等について国会における議論や国民的議論を喚起する取り組みの強化を求めています。これは浜谷英博三重中京大学名誉教授が提唱し、百地章日本大学教授が自身の著書「日本国憲法八つの欠陥」の中で強調されている内容そのものであります。即ち憲法で緊急事態宣言が発せられるように定めておくとともに、関係法律の総則等に、「内閣が緊急事態宣言をおこなったときは、国民の生命と安全を守るため、必要かつ合理的な範囲で本法律に定める規制を緩和し、または適用しないことができると書き込んでおくことだ」と主張しておられます。百地氏は、憲法に緊急事態条項が欠如しているために助かる命も救えないと主張します。

一方国会では、岸田政権発足後初めて衆院憲法審査会での議論が12月16日、おこなわれました。また自民党の茂木幹事長は、「新型コロナウイルス禍を考えると、緊急事態に対する切迫感が高まっている」と強調したうえで、コロナ危機を口実に緊急事態条項創設を優先して改憲論議を加速させようという考えを明らかにしています。つまり本意見書案は、緊急事態条項を入り口として憲法改定の議論を推し進めようという政府・自民党の動きとまさに軌を一にして提出されているわけであります。

そもそも現憲法になぜ緊急事態条項が盛り込まれていないかという、戦前の大日本帝国憲法化において国家緊急権が乱用された反省の上に立っているからであります。大日本帝国憲法下では80回も緊急事態条項が発動されました。関東大震災が発生した際には戒厳令が使われ軍事独裁下となり、暴動が起きるかもしれないという口実で朝鮮人が大量虐殺され、次に青年労働者や社会主義者が虐殺されました。さらに共産党幹部は最高刑を死刑にするという治安維持法の改悪が、緊急事態条項の一つである緊急勅令によって強行され、日本の侵略戦争に反対する共産党員が次々に弾圧され、命を奪われました。こうした暗黒の歴史の反省に立って、日本国憲法では緊急事態条項を盛り込まず、緊急事態に対しては事前に個別の法律を準備して対応するという考えに立っているのです。

私たちはこうした歴史の教訓に学び、立憲主義や三権分立、そして人権を尊重する現行法体系の下で、国民の命暮らしを守る政治の実現をはかることこそ重要であるということを強調したいと思えます。以上のようなことから本意見書案には反対であります。ぜひ議員各位におかれましても、本意見書案の反対にご賛同いただきますようお願いしまして討論を終わります。